

給付(年金)のタイプと選び方

給付のタイプは、**終身年金**2種類と、**確定年金**5種類の計7種類です。

1口目は終身年金A型・B型のどちらかを選び、2口目以降は全7種類の中から自分のニーズに合わせて自由に選べます。

50歳以上の方

A型・B型・
I型・II型・III型の5種類

60歳以上の方

A型・B型・I型の3種類

保証期間月付のタイプは加入員に万一のことがあれば遺族一時金が支給されます。詳しくは基金までお問い合わせください。

国民年金基金
2口目以降

国民年金基金
1口目

国民年金
(老齢基礎年金)

7つのタイプから組み合わせて選べます。

終身年金 A型 65歳支給開始(15年間保証付)
B型 65歳支給開始(保証期間なし)

確定年金 I型 65～80歳支給(15年間保証付)
II型 65～75歳支給(10年間保証付)
III型 60～75歳支給(15年間保証付)
IV型 60～70歳支給(10年間保証付)
V型 60～65歳支給(5年間保証付)

終身年金A型・B型のどちらかを選べます。

終身年金 A型 65歳支給開始(15年間保証付)
B型 65歳支給開始(保証期間なし)

1口目と2口目以降を合わせた終身年金の受取年金額を確定年金の受取年金額が超える組み合わせはできません

終身年金受取額 A型・B型 ≧ 確定年金受取額 I型・II型・III型・IV型・V型

- 毎月の掛金額が68,000円以内であれば何口でも増やすことができます。ただし、個人型確定拠出年金(iDeCo)の掛金と合わせて月額68,000円が上限となります。
- 1口目については、現在加入している型や掛金額を変更することはできません。
- 掛金は途中で増額や減額、一時停止ができます。

掛金月額表(一部抜粋)

いろいろな年金のタイプから自分にあったものを選ぶことができます。

(単位:円)

給付の型 加入年齢	終身年金								確定年金				
	男 性				女 性				男女共通				
	1口目		2口目以降		1口目		2口目以降		2口目以降				
	A型	B型	A型	B型	A型	B型	A型	B型	I型	II型	III型	IV型	V型
	年金月額 2万円		年金月額 1万円		年金月額 2万円		年金月額 1万円		年金月額 1万円				
20歳0月	7,110	6,370	3,555	3,185	8,280	7,940	4,140	3,970	2,515	1,735	2,705	1,870	970
24歳1月～25歳0月	8,470	7,600	4,235	3,800	9,860	9,470	4,930	4,735	2,990	2,070	3,225	2,230	1,155
29歳1月～30歳0月	10,300	9,250	5,150	4,625	11,990	11,510	5,995	5,755	3,635	2,510	3,915	2,705	1,405
34歳1月～35歳0月	12,870	11,580	6,435	5,790	14,980	14,400	7,490	7,200	4,540	3,135	4,885	3,380	1,750
	年金月額 1万5千円		年金月額 5千円		年金月額 1万5千円		年金月額 5千円		年金月額 5千円				
39歳1月～40歳0月	12,555	11,340	4,185	3,780	14,610	14,070	4,870	4,690	2,950	2,040	3,180	2,195	1,140
44歳1月～45歳0月	17,430	15,795	5,810	5,265	20,280	19,545	6,760	6,515	4,090	2,825	4,405	3,045	1,580
	年金月額 1万円		年金月額 5千円		年金月額 1万円		年金月額 5千円		年金月額 5千円				
49歳1月～50歳0月	18,150	16,510	9,075	8,255	21,100	20,380	10,550	10,190	6,375	4,405	6,865	4,745	2,460
	年金額は加入時年齢(月単位)によって異なりますのでお問い合わせください												
50歳1月～59歳11月	18,150	16,510	9,075	8,255	21,100	20,380	10,550	10,190	6,375	4,405	6,865		
60歳0月～64歳11月	20,500	19,070	10,250	9,535	23,750	23,150	11,875	11,575	7,130				

全国国民年金基金

0120-65-4192

平日(9:00～17:00) ※発信地の都道府県を所管する支部につながります。

資料請求やお問い合わせはこちらへ



WEBから加入
申出ができます。

国民年金基金
加入申出ページ



2022年4月現在

国民年金基金のご案内



国民年金
基金とは?

自営業者やフリーランスの方など国民年金に加入の方が、国民年金とセットで加入し税制のメリットをいかながら掛金を積立て、より充実した年金を終身受け取る積立方式の公的な年金です。



加入できる
人は?

会社員などが加入する厚生年金に代わる年金です。

	自営業やフリーランスの方	会社員・公務員など
2階部分	国民年金基金	企業型年金など 厚生年金
1階部分	国民(基礎)年金	国民(基礎)年金

※基礎年金=40年納付の場合
1ヶ月当たり約65,000円の年金!

- ① 20歳～60歳未満の国民年金に加入の方(第1号被保険者)
- ② 国民年金の任意加入者(60歳～65歳未満の方や海外在住の方)

詳細はお問い合わせください。

国民年金基金 5つのメリット

1 終身年金が基本

- 65歳から生涯受け取る終身年金(A型・B型)が基本です。長い老後の生活に備えることができます。
- 終身年金が基本なので、長生きリスクを軽減することができます。

2 年金額が確定、掛金額も一定

- 掛金の支払いにより、将来受け取る年金額が確定します。
- 加入時の掛金額は払込期間終了まで変わりません。(途中で口数を変更しない場合)
- 運用結果で年金額が下がってしまうようなリスクはありません。

3 税制上の優遇

- 掛金は全額社会保険料控除、確定申告で税金が軽減されます。
- 受け取る年金は公的年金等控除の対象となります。
- 遺族一時金は全額非課税です。 ※2022年4月現在
- 生計を一にする扶養親族の掛金を併せて控除することで税の軽減の効果がさらに高くなります。

4 万が一のときは家族に一時金

- 万が一早期に亡くなったとき、家族に遺族一時金が支給されますので、掛け捨てになりません。(B型を除く)
- 万が一早期に亡くなったときでも、家族に遺族一時金が支払われますので掛け捨てになりません。

5 自由なプラン設計

- ライフプランに合わせ、年金額や受取期間を設計できます。
- 加入後も年金・掛金の額を口数単位で増減できます。
- 掛金を年度分前納すると、割引があります。
- 加入口数をいつでも増減できます。どうしてもお支払いが大変なときはお休みすることもできます。

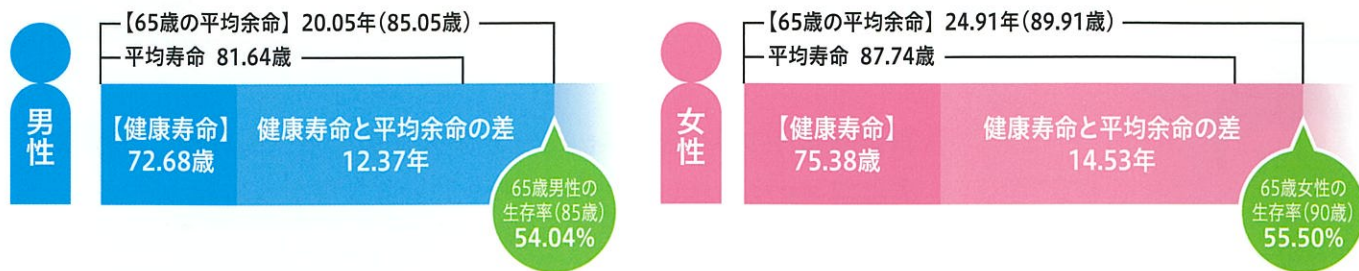
国民年金基金
かんたん解説動画はこちら





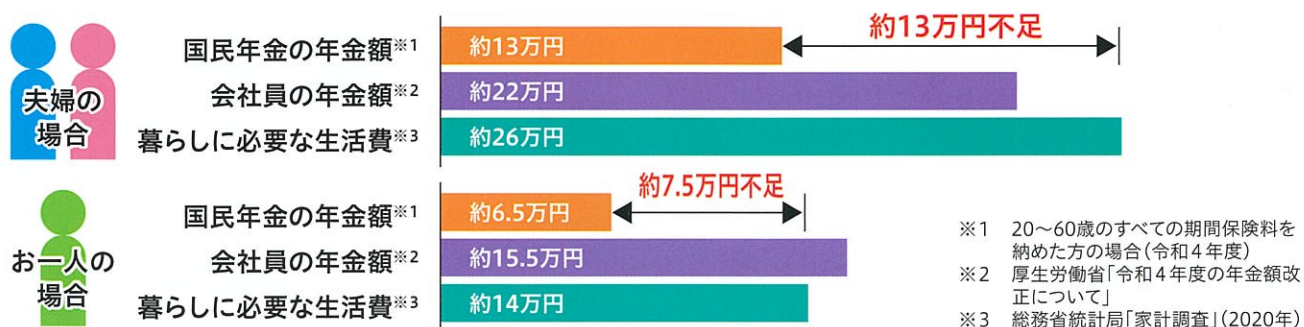
老後が長期化しているため、 計画的に備えることが必要です。

【図1】 高齢化の現状について



・健康寿命 厚生労働省「健康日本21」(第二次)専門委員会(令和3年12月)
・平均寿命、平均余命、生存率 厚生労働省「簡易生命表」(令和2年)

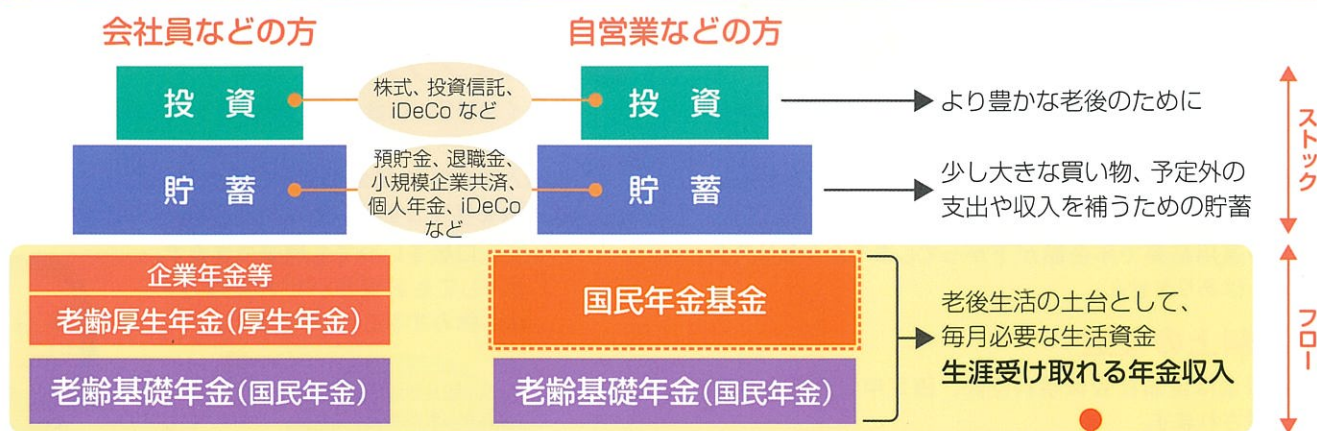
【図2】 老後に必要とする生活費(月額)



老後を安心して過ごすために

長期化する老後に備えるためにはどのように準備をすればいいのでしょうか。
最初に考えなければならないのは、食費や光熱費といった毎月の生活費を確保することです。
それも預貯金を取り崩すのではなく、生涯受け取れる年金収入としてまかなえるようにすることが必要です。

【図3】 国民年金基金を活用した老後資金の組み立ての一例



自営業の方やフリーランスで働く方の場合、老後資金に国民年金基金を組み入れることで、老後生活の土台がしっかりします。

安全性・確実性・信頼性が高いこと、そして生涯受け取ることができる保険機能(終身年金)があることが最重要ポイントです。

こんなに所得税と住民税が 軽減できるの!?

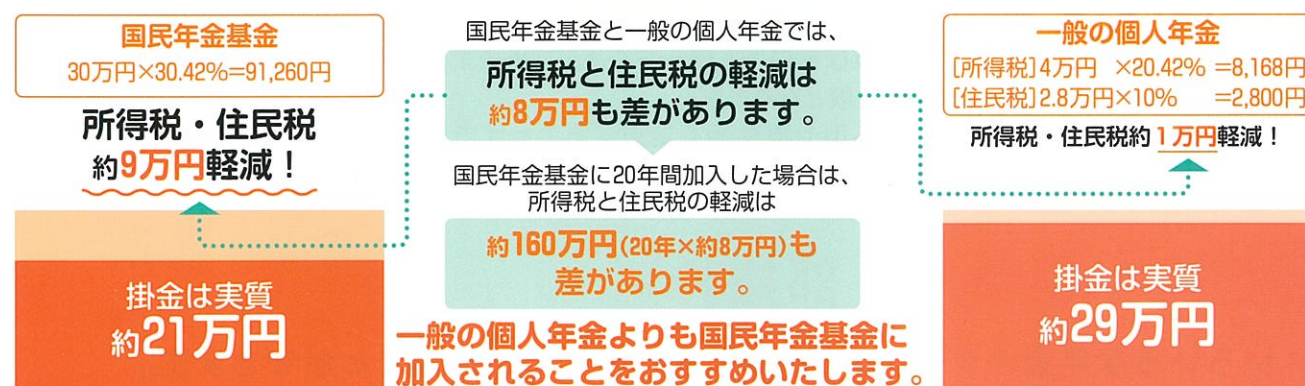


POINT

- ①【図4】のケースの場合、国民年金基金と一般の個人年金の所得税と住民税の軽減額の差は年間約8万円もあります。20年間加入した場合は、その差は総額約160万円にもなります。
- ②課税される所得金額が195万円以下でも所得税と住民税あわせて15.105%はかかりますので、約4.5万円も軽減できます。【図5】

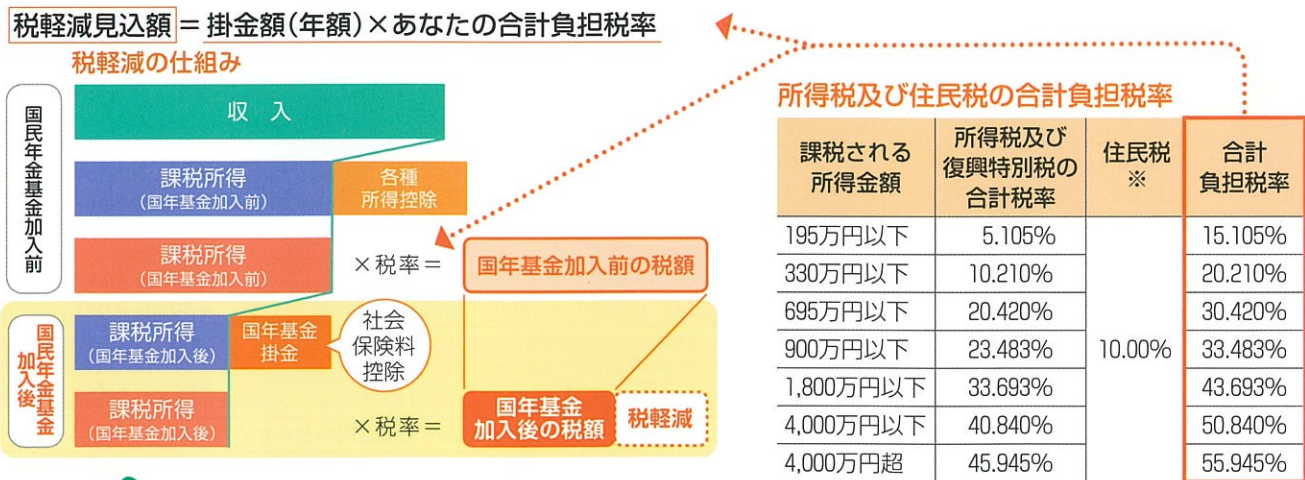
国民年金基金は、公的な個人年金なので、掛金全額を社会保険料控除として課税所得額から控除できます。一般の個人年金の場合、所得税で最高年額4万円(住民税で最高年額2.8万円)の控除とされているので、この税制措置は国民年金基金のメリットのひとつです。下記の例【図4】で見ると、所得税と住民税が毎年約9万円軽減されることになります。約21万円の支出で、掛金30万円分の年金を受け取ることができます。

【図4】 課税所得額がおよそ400万円の場合で、掛金の年間合計額が30万円の場合



※平成24年1月以降に締結した個人年金の場合。

【図5】 どれくらい所得税と住民税が軽減されるか見込額を計算できます。



※住民税の税率は自治体によって異なる場合があります。

VOICE

国民年金基金加入者の声(課税所得額195万円以下、掛金の年間合計額30万円)

課税所得が195万円以下ですが、国民年金基金に加入して、所得税と住民税が年間約4.5万円も軽減できました。早く加入して、長く加入するこ

とで所得税と住民税の軽減の総額の金額も増えます。私は20年間加入していたので、所得税と住民税を総額約90万円も軽減できました。

